平成２３年（フ）第２７９号
さいたま市南区関１丁目９番16号
債務者　浅間　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
埼玉県蕨市塚越４丁目14番６号
債務者　原田　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
埼玉県蕨市北町１丁目４番18号　藤原荘201号、旧住所さいたま市大宮区三橋１丁目599番地　大成第２マンション201号
債務者　滝川紀枝子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
さいたま市南区内谷５丁目９番20号　Ｉ―101
債務者　小堀内靖彦
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
さいたま市北区今羽町117番地２　県営大宮今羽団地３―101
債務者　米倉　由美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
埼玉県北本市深井８丁目227番地25
債務者　坂部　秀利
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
埼玉県北本市深井８丁目227番地25
債務者　坂部佐奈恵
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
さいたま市緑区東浦和８丁目５番地９　東ハイツ102号
債務者　藤村　勇夫
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８９号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目２番25―115号
債務者　駒崎　順子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
さいたま市西区宮前町1636番地１　モリス大宮日進壱番館703号
債務者　宮倉めぐみ（旧姓倉持）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
福井県三方郡美浜町河原市第９号３番地の１
債務者　高畑　直治
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第８９号
山梨県甲府市古府中町1069番地４
債務者　藤森　万葉
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
山梨県甲府市国母２丁目６番17号
債務者　守屋　りえ
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
山梨県笛吹市石和町唐柏147番地オギノ住宅17
債務者　細内　冨子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
山梨県甲斐市西八幡2595番地　手塚住宅４号
債務者　入山　貴史
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
長野県塩尻市大字広丘高出1486番地779　広陵パレス101、前住所長野県上伊那郡南箕輪村9705番地１
債務者　北林　正光
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８８号
長野県松本市大字松原73番地５
債務者　髙橋　尚恵（旧姓九貫）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
長野地方裁判所松本支部